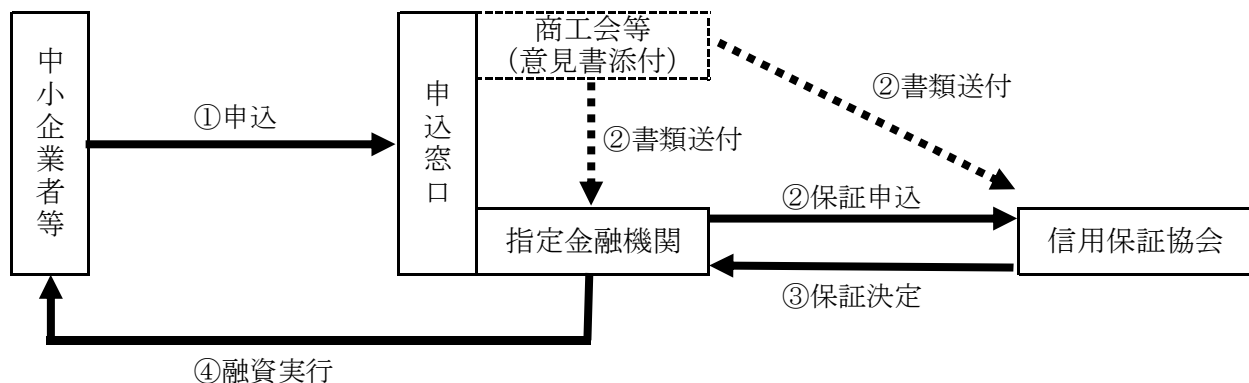


## 4-1. チャレンジ中小企業応援資金（ベンチャーサポート融資）

### （1）融資条件等

融資対象者	<p>中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①ビジネスプランがランプリで一次審査を通過した者でプランに係る研究開発及び事業化を行うもの</p> <p>②大分県トライアル発注制度による認定商品の製造等を行うもの</p> <p>③グッドデザイン商品創出支援事業で採択された開発テーマに係る研究開発及び事業化を行うもの</p> <p>④循環型環境産業創出事業で認定された事業計画に係る研究開発及び事業化を行うもの</p> <p>※なお、対象期間は、上記①～④の審査通過・認定・採択の日から2年以内となります</p> <p>新たに特定事業を創業しようとする場合は、次の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資の申込みの日以前、引き続き6ヶ月以上県内に居住していること。</li> <li>・同一事業について、通算して3年以上の従事経験を有すること。</li> </ul>
資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	特別利率B（7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00%）
保証料率	年0.35%
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行
個別必要書類	融資の対象となる資金であることを証明する書類（県の認定書の写しなど）

### （2）融資の流れ

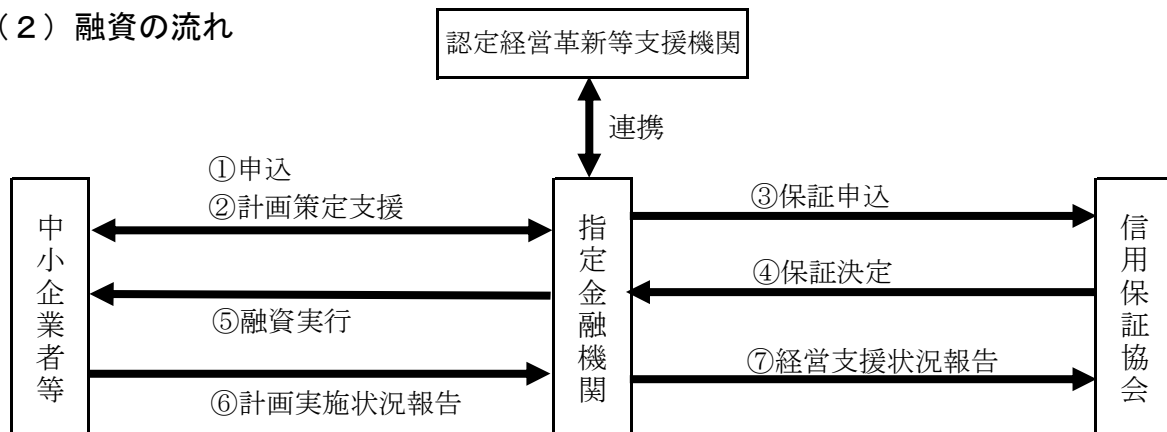


## 4-2. チャレンジ中小企業応援資金（経営力強化融資）

### （1）融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、認定経営革新等支援機関(※)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに進捗の報告を行う者。  ※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した中小企業支援者・金融機関・税理士等、中小企業の支援事業を行う者
資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 借換 10年以内 (いずれも据置1年以内)
融資利率	特別利率B（7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00%）
保証料率	年0.15%
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行
個別必要書類	(1)「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 (2)事業計画書（申込人が策定したもの）。ただし、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 ①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 ③計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画 (3)認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

### （2）融資の流れ

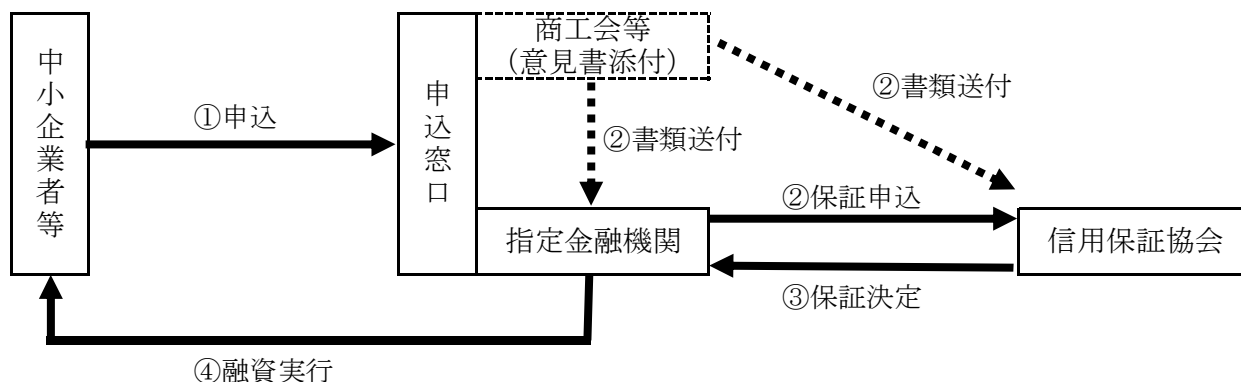


## 4-3. チャレンジ中小企業応援資金（経営革新特別融資）

### (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画（中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画）について県知事承認を受けたもの。
資金使途	承認経営革新計画に基づいて行う事業に直接必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	設備資金 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	特別利率B（7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00% 15年まで 年2.40%）
保証料率	年0.20%
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行
個別必要書類	・経営革新計画承認書の写し ・経営革新計画の内容が確認できる書類

### (2) 融資の流れ



### (3) 相談窓口

中小企業新事業活動促進法に基づく 経営革新計画の承認について	県経営創造・金融課 TEL 097(506)3226
-----------------------------------	-------------------------------